

令和 7 年 8 月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令 和 7 年 8 月 5 日
武 雄 市 農 業 委 員 会

令和7年8月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和7年8月5日（火）
（開会）13時25分 （閉会）14時10分

2. 場 所 武内公民館会議室

3. 農業委員出席状況 出席者16人 欠席者3人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	古川さゆり	○	
2	松尾 初秋		○	12	原田 宗喜	○	
3	松尾 隆博		○	13	松岡 知子	○	
4	岩橋 久美	○		14	井手 広夫	○	
5	中村 和仁	○		15	田栗 由紀男	○	
6	池田 有	○		16	渡邊 千枝子	○	
7	田代 了三		○	17	澤井 富二郎	○	
8	笠原 勝廣	○		18	坂口 友久	○	
9	原口 保徳	○		19	相原 經憲	○	
10	川口 敏広	○					

4. 協議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について	
議案第4号 武雄市非農地証明願について	6件
報告第1号 非農地判断について	

5. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局

定刻前ですが、皆さんお揃いのようなので、令和7年8月の農業委員会総会を始めさせていただきたいと思います。

本日は2番松尾初秋委員、3番松尾隆博委員、7番田代了三委員より欠席の届出がありました。欠席者3名ということで、在任委員の過半数以上の出席となっております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは議事に入りたいと思います。会長、よろしくお願いします。

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)
ただ今から、令和 7 年 8 月の武雄市農業委員会総会を開会します。
本日の議事録署名人に、5 番 中村和仁 委員、14 番 井手広夫 委員を指名
します。
今回は、議案第 1 号から第 4 号までの審議をお願いいたします。
発言される委員の方は、挙手のうえ番号を言って、議長の発言許可を受け
てから、発言をしてください。
それでは、議案審議に入ります前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 7 月総会審議後の転用許可状況について報告。

会 長 事務局から報告がありました、皆様からお尋ね等ございませんか。

(質疑なし)

会 長 特にないようでございますので、議案審議に入ります。

《議案第 1 号 農地法第 3 条 許可申請》

会 長 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請を議題といたします。
農地法第 3 条の規定による許可申請が 1 件提出されています。
この議案について、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明させていただきます。
申請番号 1 番、土地は、〇〇町の田 1 筆、現況は畑で 462 平米です。申請
事由です。譲渡人は、高齢の為、耕作・管理することができない。譲受人は、
自宅に近く耕作しやすいということで、申請がされています。農地の価格は
発生しておりません。
以上 1 件につきまして、農地法第 3 条許可の判断基準を満たしていると判
断いたします。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく願い
いたします。

会 長 議案の説明が終わりました。この 1 件について、地元委員さんからの補足
説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員
さん、何かございませんか。

〇〇番 現況は畑ですけれども、水利等、何かはありませんので、確認印を押しま
した。

会 長 地元委員の説明が終わりましたので、質疑を始めます。ご意見、ご質問等

あれば出していただきたいと思います。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 質疑も無いようですので質疑をとどめます。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 1 件について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 1 件については、許可することに決しました。

《議案第 2 号 農地法第 5 条 許可申請》

会 長 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請を議題といたします。
農地法第 5 条の規定による許可申請が 2 件提出されております。
この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請です。
申請番号 1 番、権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町
〇〇の田 1 筆 307 平米となっております。申請事由は、申請地の西に隣接する
住宅が妻の実家で、出産や子育てを機に地元に戻ろうと考え、新築を計画
したということで、一般住宅を予定されています。工事完了時期は令和 8 年 6
月末を予定されております。
申請番号 2 番、権利の内容は賃借権の設定となっております。土地は〇〇
町の〇〇、畑で登記地籍 250 平米ですが、この内 0.125 平米をソーラー発電
で発電した電力の送電用の電柱を設置するということで、申請があつており
ますが、こちらメガソーラーパークの運用自体は平成 29 年ごろから行われて
おりまして、もう電柱自体もすでに設置をされてるということで、始末書をつ
けていただいております。
農地区分の該当事項と許可基準の該当事項は、議案書記載の通りとなります。
事務局の説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。
地元委員さんから補足説明をお願いします。その説明を受けてから質疑に
入りたいと思います。5 条 1 番を〇〇委員、2 番を〇〇委員でお願いいたしま
す。

〇〇番 場所は、〇〇警察の裏の市道の 500m ほど行った所の道べたですけれども、
住宅地の中にあります。それで、ちょうど家を建てられる所は、奥さんの実

家の隣ということで、見に行きましたけど、回りには 2 枚ほど田んぼがありますけど、水利的には何ら問題ありませんでした。それで、ある程度かさ上げをしなきゃいけないということと WL がついていますので、建設課の許可ももらわないといけないとか、いろいろありましたけど、確認印を押しました。以上です。

〇〇番 メガソーラー発電ということで、先ほど言われたように、29 年からして、電柱も建っていました。

会 長 追認申請ということで、始末書添付ということでございますね。分かりました。
 地元委員さんの説明が終わりましたので、質疑を開始します。
 何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 質疑もないようでございますので、質疑をとどめます。議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 2 件については、「本委員会としては、許可しても差し支えない」との意見をつけて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 2 件については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

—————《議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）》—————

会 長 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、を議題といたします。
 この議案について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 資料は別冊です。
 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）についてご説明いたします。
農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、農業委員会の意見を聴取するものです。
 1 ページをご覧ください。こちらに「令和 7 年度第 5 号利用集積等促進計画（案）」を記載しています。
 2 ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

全体の合計といたしましては、田、新規 2 件、2 筆、1,999 平米。再設定 62 件、153 筆、204,575 平米。

畑、新規 1 件、1 筆、456 平米、となっております。

3 ページ以降に各町の詳細を記載しています。

また、利用権設定解除については、32 ページに記載をしておりますのでご確認ください。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第 3 号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、意見もないようでございますので、議案第 3 号の質疑をとどめます。議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、原案のとおり「意見なし」と回答することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）については、原案のとおり「意見なし」と回答することに決しました。

《議案第 4 号 武雄市非農地証明願申請》

会 長 議案第 4 号 武雄市非農地証明を議題といたします。
このことについて、6 件の証明願が提出されています。
この議案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 4 号 武雄市非農地証明願についてご説明いたします。
資料は、議案書 3 ページからになります。
申請番号 1 番、土地は〇〇町の畑 1 筆 50 平米です。農地でなくなった時期及び原因は、平成 21 年 3 月 30 日付けで転用許可を受けていたが、地目変更の登記を行っていなかったということで、現在、洗濯物干し場として利用しているということです。非農地証明事務処理要領の該当事項 3 号に該当するものと判断いたします。
申請番号 2 番、土地は〇〇町の田 4 筆です。こちらについても、平成 6 年の 4 月に転用の許可を受けていたが、地目変更の登記を行っていなかったということで、自宅の進入路として利用しているということです。こちらについても、非農地証明事務処理要領の該当事項 3 号に該当するものと判断いたします。

申請番号 3 番、土地は〇〇町の田 1 筆、畑 4 筆です。地番の〇〇番 1、〇〇番、〇〇番及び〇〇番については、平成 24 年 9 月頃、父の死亡後、耕作しなくなり、荒地となっているということで、非農地証明事務処理要領の第 4 号に該当するものと判断しております。また、地番の〇〇番は、現在、道路の一部として利用しているということで、非農地証明事務処理要領の第 5 号に該当するものと判断しております。

4 ページになります。

申請番号 4 番、土地は〇〇町の田 1 筆です。農地でなくなった時期及び原因ですが、昭和 50 年に宅地に転用しており、庭の一部となっているということで、非農地証明事務処理要領の第 5 号に該当するものと判断しております。

申請番号 5 番、土地は〇〇町の田 870 平米です。平成 4 年 12 月に転用許可を受けたが、その後、地目変更登記を行っていなかったということで、非農地証明事務処理要領の第 3 号に該当するものと判断しております。

申請番号 6 番、土地は〇〇町の畑 355 平米です。20 年前まで旧所有者が耕作していたが、施設入所後は耕作していない。土地は一部、通路となっており、又、傾斜しており、荒地となっているということで、非農地証明事務処理要領の第 4 号に該当するものと判断しております。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。議案第 4 号について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番

3 番と 4 番は私の担当の所でございました。

3 番につきましては、今回、私すごく勉強させていただきました。何回もこの方が聞きに来られて、何回も聞きに来られるので、何回も農業委員会事務局の方に聞いてましたら、いい勉強させていただいたなと思いました。

この方は、家が昔は養鶏農家だったんですけど。ちょうど〇〇山の裏の方で〇〇川の堤防の下なんですけども。その新しい家を建てる前の家も残ってあって、この宅地に 2 軒、家が建ってまして、その周りは、畑とか田ん中とかあったんですけど、昔は作ってらっしゃったと思いますけど。ほとんど原野とか山林化しております。そこの非農地証明をされるのは、当然のことで、農業委員会から見ても、これは許可が下りるなあというような感じでしたけども。雑種地にしてくれとか何とかにしてくれとか私に頼まれるんですけど。そういうのは、農業委員が決めることじゃなくて、税務課とか法務局が見て、ここは雑種地、ここは原野って決められそうですね。それで、私に、雑種地にしてくれって言われても困りますって言ってですね、そういうところの説明もしましたし、ここの〇〇の宅地の前に〇〇の 1 という畑があるんですね。ここが、庭も作ってありましたし、真ん中の所にはセメントがもうしっかり打ってありまして、畑の様相はしてませんし、その横にはもうセメントを打った上に小屋まで建ててありまして、ここも畑で、非農地証明を出して欲し

いとおっしゃったんですけど、農業委員会事務局と相談したり、法務局と相談されて、そんなにしてると、法務局が何と見ていいか分からないような、判断のしようがないということで、持ち主の方が4条で農転されるか、持ち主の方も何もされなかったって、他の人がその解体とか言うたときにはそこは農転して、宅地とかそういうふうにししない限り、ちょっと動かせないということですね。あと私も今度よく分かりました。ここの申請地の〇〇の畑というのがちょっとあるんですけども、そこはもう地区の農地水で、なんかセメントで法面をもうセメントでしてしまっていて、もう畑はできませんので、ほんの少しだったんですよ。それで、横の田んぼを作る人は、これもう、水がはけないから、そこの畑を掘って、溝のようにしちゃったですもんね。もう亡くなられたから、多分その時にこの人のお父さんは、よかよって言ったと思うんですけど、もうこの頃は農地水で法面にされてしまっていて、もうこの農地っていうのはもう、見れないような感じでございます。だからもう非農地で当然かなと思っております。

あと4番の〇〇さんの件も私の件でございしますが、たまたま境のことで呼ばれていて、その時にちょっと地図をもらったんで、地図を見てたら、なんか庭の中に田ん中があるはずなんですけど、もう田んぼがなくて、木が植えてあったので、ここは非農地証明出さないかんよということで、ちょっと言ったら、もう何でもちゃんとしてきたかと言って、農地証明の申請を出していただきました。それで、出てる次第でございします。そこも、もう今更、木を抜いて畑に、昔は田ん中を、ほんのまだ39平米ですから、ほんの少ないんですけども、昔は田ん中を作っていたとおっしゃってましたけど。もう今はそういう状態じゃなくて。やっぱり、こうして、昔はここ畑やったばってんなあとと思うようなところは、無断転用がなんか多いのかなと思っておりますので、我がとこやけん、どがんしてもよかろうもんっていう、その考えだから、畑にコンクリート打ったりもしてあると思うんですけど。そのところは、非農地証明を取ってもらうように、ご指導をお願いしたいと思います。

会 長 他にございませんか。

〇〇番 2番の〇〇さんの件です。推進委員さんと確認をしてきましたけど。登記をしてなかったということで、本人さんではなくて、土地家屋調査士の方がお見えになって、説明をされまして、何年も前30年近く前、平成6年、かなりほとんど宅地でございましたという状況で、特に非農地としては問題なかったんじゃないかなと思いますけど。転用許可を受けて登記をしないっていうのは、どういうことやったのかなあっていうのが、残りました。

会 長 質疑はございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは質疑も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第 4 号 武雄市非農地証明 6 件につきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 4 号 武雄市非農地証明 6 件については、原案どおり証明することに決しました。
以上で、審議事項は終了し、次に報告事項に移ります。

《報告第 1 号 非農地判断》

会 長 次に報告第 1 号 非農地判断について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは別冊になりますけど、非農地判断の調査結果一覧表というのをお渡ししているかというふうに思います。

今回は朝日町の大字中野の分で、件数は 495 件を非農地判断としました。調査につきましては、田代委員さんと山口推進委員さんに回っていただきまして、調査日が令和 6 年 11 月 7 日から令和 7 年 1 月 30 日までという期間で回っていただきました。

詳細については、朝日町大字中野全域を非農地判断調査対象農地を 584 件抽出し、調査結果 513 筆を非農地として判断しました。

調査につきましては、以前も申しましたように、地目が宅地又は現況が宅地に隣接する農地を除き林野化した田畑を対象としました。まず、航空写真から山林と判断できるものと現地確認が必要なものに分けてから、400 件程度を農業委員、推進委員に現地確認をお願いしました。調査結果につきましては、その結果を表中央にある「判断結果」に示しています。山林又は原野ということで判断したところです。

全体の率としましては、山林が 44%、原野が 54%、農地が 2%という結果でした。表の中の 4 番目に農振区分としていますが、そこにつきましては、農振地域でございますので、判断するときには注意をしていただいて、より注意をして判断をしてもらったところでございますが、結構な数で農振地も上がっている状況でございます。で、この農振地の農振除外につきましては、農林課の方が、5 年に 1 回の見直しということをしております。で、来年の令和 8 年度に変更するということで、その時に、この分については計上するということで確認済みでございます。

また、農林課の方の中山間や多面交付金、ワイヤーメッシュ電柵等の補助金がございますので、その部分についても確認をしていただいております。対象地区は数件ありましたが、ワイヤーメッシュにつきましては、期限が今年度一杯という所がほとんどということで、あと多面的交付金、面積が小さ

い所が多かったので、そんなに影響がないような感じでした。

非農地通知につきましては、今回 162 名の方に通知をしております。1 か月間で異議がないかの確認をしたところでございます。農地として使用するものは 13 件、郵便が届かなかったものが 5 件あり、結果的に 495 件を法務局へ提出する予定です。

嘱託登記につきましては、法務局に、今年の 1 月に橘町の方を 46 件提出し、そのあと 3 月までで、174 件の全ての橘地区は済んでおります。あと、大字甘久の方を、6 月 19 日までに 83 件完了しております。大字富岡・永島の方を 6 月になりまして、110 件やっておりますが、これが 8 月の中旬から下旬までのうちに済むのではないかなというふうに思っております。

今後につきましては、朝日のこの部分、大字中野ですね、この調査がこの分の申請を、富岡・永島が済んだ後に、お送りしまして、もう調査をしていただいた武雄の方を、次は申請していくような形になります。

登記がなかなかですね、1 月 70 件程度ということで、なかなか進まないというところございまして、法務局の進行を見ながらという形の申請となっております。

次、若木町を調べていたところ、今まで農業委員さん、推進委員さんで調査をしていただいた分が 700 件程度ありました。近辺を再度、こちらの航空写真のほうで確認したところ、2400 件を超えまして、3 倍ほど膨らんだという状況です。ちょっと状況をみて、本当に大変な結果だったんで、他の町も今、現在で調べてもらっている基準で近辺をみたいと思います。3 倍まで伸びるところは他にはないかと思えますけど。2 倍ぐらい伸びる所が多いのかなと思いますので、その結果次第でちょっと順番を考えていきたいというふうに思っております。

今度からはタブレットの活用になってくるのかなというふうに思いますんで、大分ちょっと進むのは早く進むのかなというふうに思いますが、なんせ 2400 という、余りにも数が多かったもんで。

航空写真上、見えてるところは極力行ってもらおうということで現場を見てもらってるんですよ。でも、道のないところは、もうこの航空写真で一応判断して法務局にも提出しているところです。

以上報告です。

会 長 事務局の説明が終わりました。報告第 1 号について、ご意見、ご質疑等ありませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、他に意見も無いようですので、報告第 1 号の質疑をとどめます。

《閉 会》

会 長 それでは以上をもちまして、本日、準備された議案につきましては、すべて終了しました。これをもちまして、令和 7 年 8 月の農業委員会総会を終わります。